

後退用地等使用誓約書

那覇市長

建築主

住所 _____
電話 _____
氏名 _____ 印

関係権利者

住所 _____
電話 _____
氏名 _____ 印

那覇市狭あい道路整備要領第4条の規定に基づき、狭あい道路整備事前（変更）協議書（第1号様式）の記載内容のとおり後退用地等を一般公衆用道路として使用し、道路用地としての機能保全を図ることを、下記のとおり誓約します。

記

- 後退用地等内に建築物、門、塀等を建築せず、又は立木、生垣等の植栽（植栽鉢、プランタ等の設置を含む）をいたしません。
- 後退用地等内に車両、バイク等の駐車をいたしません。
- 後退用地等の維持管理に不十分な点があるときは、那覇市の指示に従います。
- 後退用地等は原則アスファルト舗装とし、自然災害及び人災による損壊等は早急に建築主等の責任のもとにこれを補修し、損壊前の路面状態を確保し、通行に危険及び支障のないようにします。
- 拡幅整備後は、道路中心線には2項道路中心線及び後退線の両端には2項道路後退線表示板を設置し、並びに門、塀等の確認できる場所には2項道路後退線の標識を設置して後退線を明示しておきます。
- 狭あい道路中心線及び道路後退線については、建築主等が本敷地に隣接並びに対面する敷地の建築主等との協議のうえ明示するものとし、本行為が原因で近隣の建築主等と紛争が生じたときは、建築主等の責任においてその解決にあたります。

※ 申請者及び関係権利者が2以上のときは、代表となる建築主及び関係権利者について記入し、別紙にほかの申請者及び関係権利者についてそれぞれ必要な事項を記入し添えること。